

国体準備委員会第1回常任委員会
平成24年8月10日決定
令和2年10月28日一部改正

特別国民体育大会競技役員等養成基本方針

特別国民体育大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標にして養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等の養成に当たっては、県、会場地市町村及び競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 競技役員等については、地域スポーツの普及・振興を図るため、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。